

## ○葛飾区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則

令和5年6月22日

規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、葛飾区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例(令和5年葛飾区条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(保育機能施設)

第3条 条例第3条第3号に規定する保育機能施設は、葛飾区長(以下「区長」という。)が別に定める基準を満たすものとする。

(学級の編制の基準)

第4条 条例第4条第2項の葛飾区規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 1学級の子どもの数は、35人以下とする。

(2) 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編制するものとする。

(職員の配置の基準)

第5条 条例第5条第2項の葛飾区規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 認定こども園には次に掲げる保育従事職員を次の基準により配置すること。

ア 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上

イ 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上

ウ 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上

エ 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上

(2) 学級には専任の担任を1人以上配置すること。

2 前項第1号に規定する保育従事職員の数は、同号に規定する方法により算定した数(10分の1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数)を合算した数(1未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数)とする。ただし、同号ウ及びエに規定する方法により算定した数(10分の1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数)を合算した数(1未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数)が同項第2号に規定する方法により算定した必要な学級担任の数(以下「学級担任数」という。)より少ないときは、同項第1号ア及びイに規定する方法により算定した数(10分の1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数)を合算した数(1未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数)。次条第1項において「満3歳未満児の保育従事職員数」という。)に、学級担任数を加えた数とする。ただし、職員の配置は常時2人を下回ってはならない。

(保育従事職員の資格の特例)

第6条 条例第6条第1項第1号ただし書の葛飾区規則で定める場合は、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園において、満3歳未満児の保育従事職員数の6割以上の者が登録を受けた者(保健師、助産師又は看護師の資格を有する者については、登録を受けた者と同等の資格を有する者とみなす。第3項において同じ。)であり、かつ、それ以外の者がその意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者である場合とする。

2 条例第6条第2項ただし書の葛飾区規則で定める場合は、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける時点において、学級担任を幼稚園教諭免許状を有する者とするのが困難である場合とする。この場合において登録を受けた者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものが幼稚園教諭免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、その者を学級担任とすることができる。

3 条例第6条第3項ただし書の葛飾区規則で定める場合は、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園において、満3歳以上児の保育従事職員数の6割以上の者が登録を受けた者であり、かつ、それ以外の者がその意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者である場合とする。

(施設設備)

第7条 条例第7条第2項の葛飾区規則で定める基準は、子ども1人につき、1.98平方メートル以上とする。

2 条例第7条第5項ただし書の葛飾区規則で定める基準は、保育室等を2階に設ける建物は第1号、第2号及び第6号に、保育室等を3階以上に設ける建物は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) [建築基準法\(昭和25年法律第201号\)第2条第9号の2](#)に規定する耐火建築物又は[同条第9号の3](#)に規定する準耐火建築物([同号ロ](#)に該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)であること。
- (2) 保育室等が設けられている[次の表](#)の左欄に掲げる階に応じ、[同表](#)の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ[同表](#)の右欄に掲げる設備を1以上設けていること。

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 <a href="#">建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号</a> 又は <a href="#">同条第3項各号</a> に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 <a href="#">建築基準法第2条第7号の2</a> に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 <a href="#">建築基準法施行令第123条第1項各号</a> 又は <a href="#">同条第3項各号</a> に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 <a href="#">建築基準法施行令第123条第1項各号</a> 又は <a href="#">同条第3項各号</a> に規定する構造の屋内階段 2 <a href="#">建築基準法第2条第7号</a> に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 <a href="#">建築基準法施行令第123条第1項各号</a> 又は <a href="#">同条第3項各号</a> に規定する構造の屋内階段 2 <a href="#">建築基準法施行令第123条第2項各号</a> に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 <a href="#">建築基準法施行令第123条第1項各号</a> 又は <a href="#">同条第3項各号</a> に規定する構造の屋内階段(ただし、 <a href="#">同条第1項</a> の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が <a href="#">同条第3項第2号</a> に規定する構造を有する場合を除き、 <a href="#">同号</a> に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、 <a href="#">同項第3号</a> 、 <a href="#">第4号</a> 及び <a href="#">第10号</a> を満たすものとする。) 2 <a href="#">建築基準法第2条第7号</a> に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 <a href="#">建築基準法施行令第123条第2項各号</a> に規定する構造の屋外階段

- (3) [前号](#)に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその位置に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- (4) 保育機能施設の調理室(次の要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。)以外の部分と保育機能施設の調理室の部分とを[建築基準法第2条第7号](#)に規定する耐火構造の床若しくは壁又は[建築基準法施行令第112条第1項](#)に規定する特定防火設備で区画していること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けていること。  
ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを設けていること。  
イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置を設け、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置を講じていること。
- (5) 保育機能施設の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。
- (6) 保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備を設けていること。
- (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設けていること。
- (8) 保育機能施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理を施していること。
- 3 [条例第7条第6項](#)の葛飾区規則で定める要件は、[次の各号](#)に掲げる設備の区分に応じ、[当該各号](#)に定めるとおりとする。
- (1) 乳児室又はほふく室の面積 満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。ただし、年度の途中に定員を超えて入所させる場合の面積は、満2歳未満の子どもについて、当該年度内に限り、1人当たり2.5平方メートル以上とすることができる。
- (2) 保育室又は遊戯室の面積 満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (3) 屋外遊戯場の面積 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(調理設備の基準の特例)

第8条 [条例第8条第5項](#)の葛飾区規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 子どもに対し食事を提供する責任を有する認定こども園の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該認定こども園、他の施設、保健所、特別区、市町村等の栄養士から、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等の栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務を受託する者については、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 調理業務を受託する者については、子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の確保等子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 認定こども園は、食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(保育従事職員の資質向上等)

第9条 [条例第11条](#)の規定により保育従事職員の資質向上等を図るために留意すべき事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育従事職員は、自らその向上に努めること。
- (2) 認定こども園の長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図るため、日々の指導計画の作成、教材準備、研修等に必要な時間を確保できるよう、午睡の時間、職員の勤務体制、職員の配置等、様々な工夫を行うこと。
- (3) 認定こども園においては、教育及び保育並びに子育て支援事業等多様な業務に資するよう、認定こども園の長も含めた職員に対する当該認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施すること。
- (4) 幼稚園の教員免許状を有する者と登録を受けた者との相互理解を図ること。
- (5) 認定こども園の長は、認定こども園を1つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力を向上させること。

(保育時間等)

第10条 [条例第14条第2項](#)の葛飾区規則で定める基準は、認定こども園の開園日数及び開園時間については、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めることとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(認定こども園の職員資格に関する特例)

2 子どもの登園又は降園の時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、[第5条第1項第1号](#)の規定により認定こども園に配置しなければならない保育従事職員の数が1人となる場合には、当分の間、[同条第2項](#)の規定により置かなければならない保育従事職員のうち1人は、区長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。